

十六コンピュータサービス経由
→金融機関提出

預金口座振替依頼書

〔自動払込利用申込書(㊤㊦)〕

新規	
変更	

年 月 日

収納代行会社 (払込先加入者名)	十六コンピュータサービス株式会社 〒500-8833 岐阜市神田町7-12 十六ビル4階 ☎058-262-1338 FAX058-264-9016	(ゆうちょ銀行用) 払込先口座番号	お客さまが払込む口座ではありません 00830-1-103238				
委託者	F C 岐阜 後援会 〒500-0817 岐阜市長良福光青襖 長良川スポーツプラザ1F TEL 058-233-2877	委託者番号	5	2	3	7	1
		料金等の種類	会 費				

●お手許の通帳を見て、太枠内に強くご記入下さい。

預金者 (口座名義人)	(フリガナ)	(お届けの名義を記入。法人の場合、株式会社等の組織名、会社名、肩書き、代表者名を記入下さい。)	金融機関届出印
	おなまえ		

指定 口座	金融機関番号	金融機関名	店番号	店名	種目 ※(注1)	口座番号 (右つめでご記入下さい)			
		銀行 金庫 組合			普通1 当座2				
	ゆうちょ銀行利用の場合は この行にご記入下さい	種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号 (右つめでご記入下さい) ※(注2)				
	1	6	6	3	0	1	0	の	

※注1 いずれかの種目を○で囲んで下さい。貯蓄預金は指定できません。

※注2 ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。振込指定口座はご利用できません。

私は上記の料金等を預金口座振替の方法により、上記収納代行会社を通じて支払うこととしましたので、下記条項を承認のうえ上記口座からの振替を依頼します。

なお、本取扱いの開始は、上記収納代行会社の事務手続き完了次第とします。

条 項

- 上記収納代行会社より貴行(金庫・組合)に上記料金等についての支払請求が送付されたときは、私に通知することなく、請求された金額を同社の指定する日(当日が休日の場合は翌営業日)に指定の預金口座から引落しのうえ、お支払い下さい。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出はしません。
- 振替日において請求金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは私に通知することなく、支払請求を返却しても差支えありません。
- この契約を解約するときは、私から貴行(金庫・組合)に書面により届出ます。なおこの届出がないまま長期間にわたり上記収納代行会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行(金庫・組合)はこの契約が終了したものととして取扱って差支えありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行(金庫・組合)の責によるものを除き、貴行(金庫・組合)にはご迷惑をかけません。

〈上記、預金者名と異なる場合にご記入下さい〉

(委託者使用欄)

委託者への 申込者 (ご契約者名 を記入)	ご住所	〒	—	電話 ()	—
	(フリガナ)	おなまえ			
契約者番号					
			振替開始 口座確認終了後、事務手続き完了次第	振替日 会社の指定する日 (休日の場合は 翌営業日)	

2020.12

金融機関使用欄

(金融機関様へのお願ひ)

- お客さまが窓口などに持参された場合は、十六コンピュータサービス経由で口座確認するようお客さまにその場で返却願います。
- 返却されない場合は、口座確認印を押印後の本紙のコピーをお客さまもしくは十六コンピュータサービスに送付願います。(ゆうちょ銀行は除く)
- 不備返却先は、上記収納代行会社へ返却願います。

※(依頼人→委託者→十六コンピュータサービス→(三菱UFJファクター)→指定金融機関)

1	口座番号相違	2	種目相違	3	印鑑相違
4	口座なし	5	その他()		

	印鑑照合	受付印

取扱店日付印